

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
350	第1部 1		<p>第1部冒頭の1. 「海洋の開発及び利用と海洋環境の保全」では、海洋開発・利用だけでなく、環境保全に注目された点を特に歓迎するが、これについては、その根拠として「生態系サービス」概念と海洋の生態系サービスの価値の高さに言及すべきである。その理由は以下の通りである。最近、国連主導のミレニアム生態系評価では、「生態系サービス」という概念を用いて、保全の価値を客観的に評価している。これには、資源価値としての供給サービス以外に、気候調節など（大気中の酸素供給、干潟による内湾の環境浄化）の調整サービス、文化的サービスがあり、調整サービスの価値は資源価値よりもはるかに高いと見積もられており、これが海洋環境保全の環境経済学的根拠とされている。この「生態系サービス」については農水省が日本学術会議に答申した「農業及び森林の多面的な機能の評価に関する日本学術会議からの答申について」の答申書に「地球的規模の環境破壊の進行に伴い、（中略）人間にとっての環境財・環境資産に関する研究、自然にとっての、人間の営為によって発生した正、負の財・サービス及び資産に関する研究が行われ」ていることが紹介されている。また、国連が提唱した「ミレニアム生態系評価」では、海洋環境の価値についても生態系サービスが評価され、調整サービスの価値が資源価値よりもはるかに高く評価されているという事実がある。</p>	<p>一般国民にとって難解な用語を用いずに、環境や生態系の保全のための海洋施策について記述していることをご理解願います。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
351	第1部 5		<p>12頁で、「なお、海域の利用実態をみると、複数の利用者が同一の海洋空間を立体的、時間的に住み分けながら利用しあうことが一般的である。これらの利用者相互の調整は、法令によるほか、当事者間の話し合いにより行われている。管理にあたっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うことが必要である。」との記述がある。</p> <p>この記述の具体的意味はどのようなことなのであろうか。確かに一般論として、すでに総論のコメントで指摘したように、利用の非排他性は陸域と異なる海の特徴として認識しうる。しかし、それがすべてではなく、排他的な関係に陥ることもあり、公有水面の埋め立てはまさにそのような関係である。その調整は、一方で公的に定められた補償基準が存在しながら、それをはるかに超える水準の補償が漁業者に支払われることによって、わが国ではこれまで、「当事者間の話し合いによる」「合意による解決」の形で実施されてきたことはよく知られている。また、そこで形成された補償金額の相場が、非排他的に海を利用する場合の調整にも影響を与えていることもよく知られている。(そのメカニズムについては、来生新「漁業権消滅補償の理論と実態からの乖離」(Ship & Ocean Newsletter No.8 2000年12月5日を参照されたい。)</p> <p>このような補償基準と補償実態との乖離は、経済的な効率性という見地からは必ずしも非難すべきものではないかもしれないし、それが結果においてわが国の沿岸域における公有水面の埋め立ての過剰な進行にブレーキをかけ、環境の保全に有意義であったという指摘も間違いではない。しかし、その公正性に対する非漁業者の批判や、新たな海域の利用の進展の阻害要因となっていることへの非漁業的利用希望者からの批判が強いことも事実である。</p> <p>これらの事情を踏まえて考える時に、上述の引用部分の最後のセンテンス、「管理にあたっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うことが必要である。」にどのような意味が付与されているのかは興味深い。問題は、そこにどのような意味が付与されるにしても、事は単に「関係者の円滑な調整」の問題ではない、という認識ではないのだろうか。海洋の持続可能な開発を可能にする漁業と非漁業、環境保全のバランスを社会全体で考えるメカニズムの創出という新たな発想が、海洋基本法の下でのわが国には不可欠であり、それを関係者の円滑な調整という個別の解決システムに投げ入れるべきではない。総合的沿岸域管理は、海の利用の相互調整に関して、まさにこのような新たな国民的合意の形成を求めているものではないのだろうか。</p> <p>総合的視点からの離脱と個別的な調整という視点が、12ページのその後の議論にも色濃く出ていると感ずるのは杞憂であるか。「また、海域の管理に関しては、海域ごとに」「地域ごとに、多様な海域特性に対応した特色ある海域利用が行われていることに留意する必要がある」の部分の指摘は妥当なものである。しかし、その後の、議論が「個別具体的に対応する必要」のある部分の列挙(それ自体間違いでもなく、その背後にはある程度総合的管理に向けての発想が読み取れることも否定はしないが)となっていることから、わが国において、このような個別問題の解決を総合的視点で行う新たな社会システムとしての「総合的管理」への取り組みの意欲が感じられないと言わざるを得ない。省庁ごとの縦割りの行政システムの下で、個別に問題を解決することが重要であることは当然であるが、今求められているのは、そのような縦割りの海洋管理の限界を乗り越える「総合的管理」への取り組みではないのだろうか。</p>	<p>ご指摘の点は、海域の利用に係る課題の解決は、『単に「関係者の円滑な調整」』によるのではなく、『海洋の持続可能な開発を可能にする漁業と非漁業、環境保全のバランスを社会全体で考えるメカニズムの創出という新たな発想』によるべき、ということと理解します。この点については、『メカニズムの創出』も含め、第1部5に「さらに、沿岸海域及び関連する陸域が一体となった、より実効性の高い管理のあり方について検討を行いその内容を明確にしたうえで、適切な措置を講じる必要がある。」と明記し、同様の記述を第2部9(3)にも明記しています。また、P12に「なお、海域の利用実態を見ると、…当事者間の話し合いにより行われている。…」と明記しているのは、新たな海域の利用に当たって、すでに海洋に関して正当な権利を有する者が存在する場合には、その者に対して適切な対応を取るべきであり、その手順としてまず話し合いから始まるという当然のことを表現しているものです。なお、「個別具体的に対応する必要」との記述については、省庁の縦割りシステムの温存との誤解を与えるとのご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。</p> <p>また、ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
352	第2部 1		<p>海洋資源の開発及び利用の促進 (1) 水産資源の保存管理 ア水産資源の保存管理措置の充実と順守の確保 追加記載意見</p> <p>日中韓の排他的経済水域について言及しているが、それに続いて、日露問題についても言及すべきである。</p> <p>日中韓と同列ではないが、日露においても北方領土をめぐる漁業紛争ならびにスケトウダラなど日露両国が利用する資源についての角逐が存在する。昨年のサミットで日露専門家会議を(地震防災などではすでに実施済み)生態系保全の分野で開催することが安部・プーチン両首脳の間で合意され、来月にも第1回の会合が持たれる予定である。知床世界遺産地域でもスケトウダラの資源保護においてロシア漁業との調整が喫緊の課題となっている。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
353	第2部 4		<p>海上輸送の確保 (4) 海上輸送の質の向上 追加記載意見 最近の東アジアの急速な経済発展に起因する海上物流の増加は、船舶の大型化を加速しており、従来技術の延長では対応できない状況が出現している。大型化、長寿命化する船舶の安全性向上と環境負荷低減のイノベーションには、船舶の材料・構造の変革に対処するための技術開発を推進する必要がある。</p>	<p>ご指摘の船舶の材料・構造の変革に対処するための技術開発の推進に関しては、第2部4で質の高い輸送に安全の要素が含まれること、基準の策定と不断の見直しを行うことを明記した上で、第2部8(1)アにおいて、高い技術力を背景とした国際競争力の維持・強化、国際規格化を明記しており、ご趣旨は含まれていると考えます。</p>
354	第2部 9		<p>9 沿岸域の総合的管理 追加記載意見 これまでの傾向がより具体的になり、基本計画の「総合」的視点の希薄さが第2部9において、より明確に現われていると思われる。沿岸域の総合的管理のほとんどが、(1)の陸域との一体性を前提とする管理では、ハードの議論である総合的な土砂管理、赤土の流出防止等の課題に向けられ、ソフトである社会的なシステム構築の視点が感じられない。 また、(2)では沿岸域における利用調整として、個別に漁業とレジャーだけに触れるにとどまり、最も深刻な社会的な課題である、持続的な沿岸域の開発の確保(漁業と非漁業と環境のバランスを確保すること)に向けた新たな総合的管理構築の姿勢さえ見えない。このような記述が、伝統的な省庁別の縦割りシステムの改善への意欲のなさ、あるいは総合的管理の「総合」の非実質化への潜在的な姿勢の表れでないことを望むものである。</p>	<p>(1)に関し、「海洋の総合的管理」と「沿岸域の総合的管理」の大きな差異は、沿岸域においては陸域と海域を一体的に扱う点にあると認識していることから、明示しているものです。ご指摘の『ソフトである社会的なシステム構築の視点』は第2部9(3)の「さらに、様々な課題の解決のための取組に加え、沿岸域の特性に応じた管理のあり方について、地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、管理の内容を明確にした上で合意の形成を図り、適切な措置を講じる。」に含まれます。このような構成としたのは、(1)の記述に(3)の記述が混在すると論旨が不明確になり、読者にとってわかりづらいものとなるためです。また(2)において漁業と海洋レジャーを明記しているのは、特に問題の顕在化が指摘される事項であるため、他の類似ケースの参考になるものとして明記したものです。</p>
355	第2部 11		<p>11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 (2) 海洋に関する国際的連携 追加記載意見 環境と調和した資源循環型社会実現のため、IMOのシップリサイクル条約発効に対応すべく船舶リサイクル国との連携を図り、老朽船舶のリサイクルを促進する。 (3) 海洋に関する国際協力 ウ 海洋環境 追加記載意見 IMOのシップリサイクル条約発効に対応すべく船舶リサイクルヤードの安全と周辺の海洋環境保全のための国際協力を推進する。</p>	<p>ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
356	第2部 12		<p>12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成 (3) 新たな海洋立国を支える人材の育成 追加記載意見 海洋問題は本質的に国際的であり、このような観点から高等教育における海洋教育の国際化（学生の海外派遣、留学生受入れ）を積極的に推進する。</p>	<p>海洋立国を支える人材には、多岐にわたる分野につき総合的な視点を有して事象を捉えることのできる幅広い知識や能力を有する者を育成していくことが重要である旨記述しており、この中には国際的な視点も含まれております。このような人材育成を推進していく上で、留学等の施策を充実していくことは重要でありますので、今後の施策の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
357	総論		<p>海洋への国民的関心の喚起 国民の海洋に関する関心は未だ低い状況にあることから、国民の海洋に対する興味・関心を喚起する必要がある。そのため、「総論」において、『国民や事業者にとって、海洋とは、ロマンにあふれたフロンティアであること及び海洋産業の市場規模は約13兆6,000億円*と試算されるポテンシャルを有していること』など、より一層格調高く、とくに若者に夢や希望が得られる内容として記述されたい。</p>	<p>総論の(1)は、我々と海洋との関わりについて、全世界的な歴史的経過を踏まえて記述しているもの、(2)は我が国における現在の海洋政策推進体制構築にいたる経過を記述しているもの、(3)は期間や目標等計画内容全体を規定する基本的事項について記述しているものであり、いずれもなるべく枝葉を広げずに、流れを重視して記述しているものであることをご理解願います。</p>
358	総論		<p>具体的な目標の提示（※第2部の施策においても） 海洋基本計画の意義の明確化、本計画にもとづく具体的な行動計画の促進のため、また国としての不褪転の意思の表れとして、『目標・施策の、達成年次、数値目標』などの提示を希望する。</p>	<p>計画は5年後を見通して策定されておりますので、記述内容は当然そのことを念頭に置いているものです。また、数値目標については、設定が可能かつ妥当と思われるものについては、記述しています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
359	第2部 9		沿岸域の定義について 沿岸域の総合的管理を述べる際には、ある程度の空間を定めないと個々人の捉え方が変わるため、共通認識として、『沿岸域の定義や具体的領域（「海洋基本計画における「沿岸域の総合的管理」に関する要望」平成19年11月12日、日本沿岸域学会（以下、「JAGZS要望」）の『要望1』（資料）参照）』に関して記述されたい。	「沿岸域の総合的管理」については、その内容が明確ではなく整理すべき点が多い現状にあると考えます。そのため、まずは第2部9に記述した「海岸線を挟む陸域から海域に及ぶ区域」との定義を共有できれば、読者の理解のためにも、今後の検討のためにも十分であると考えます。なお、具体的な沿岸域の範囲は個別の課題に応じて異なるものと考えています。このため、「沿岸域の総合的管理」という施策の対象範囲は、「総合的」の意味、「管理のあり方」、「管理の内容」等を理解し、検討し、問題点を抽出する等した上で、整理されるべきものと考えます。
360	第2部 9		「(1)エ 漂流・漂着ゴミ対策の推進」に関して 漂流・漂着ゴミ対策は、国際協力が必要不可欠であることから、『国内の関係機関だけではなく、アジア諸国等との国際的な協力のもとに取り組んでいくこと』である旨を記述されたい。	ご指摘の内容については、第2部2(2)において、「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)を活用した関係国の理解の促進」として記述しています。第2部9においては、漂流・漂着ゴミ対策のうち、特に陸域において行うべき事項を記述しています。
361	第2部 9		「(1)オ 自然に優しく利用しやすい海岸づくり」に関して 「(前略)優れた海岸景観や生物の生息・生育環境等の保全に十分配慮して行う(後略)【pp35上1-3】」に関して、沿岸域の中でも概ね水深20mまでの海域は、環境保全に関する優先度が高い空間であるため、『「海洋保護区」の設定についてふれるとともに、国立公園、国定公園をはじめ、沿岸域に設定されている保護区は、景観主義にとらわれることなく、必要な場合にはその制度自体を改め、総合的管理の中で戦略的に設置することができるように発展させ、もって環境保護と利用のバランスをはかる保護区制度の再検討を推し進める』などの趣旨に沿って記述されたい。	海洋保護区については、第2部2で記述しています。その内容については、引き続き明確化を図ることとしていますが、一律に海岸の利用を排除するものは想定しておりません。
362	第2部 9		「(2)沿岸域における利用調整」に関して 「このため、沿岸域における地域の実態も考慮した(後略)【pp35上11】」に関して、海洋産業、海洋レジャー等の新たな利用形態の参入も予測されるため、『このため、沿岸域における地域の実態や新たな利用形態も考慮した(後略)』に変更されたい。	ここでは、特に問題の顕在化が指摘され、類似ケースの参考となる海洋レジャーを取り上げたものです。ご指摘の「新たな利用形態」の内容は不明ですが、他の利用形態についても(2)で記述した内容と同様のアプローチは可能と考えています。

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
363	第2部 9		<p>「(3) 沿岸域管理に関する連携体制の構築」に関して 「さらに、様々な課題の解決のための取り組みに加え、(中略) 地域の実情も踏まえた必要な検討を行い、(中略) 適切な措置を講じる【pp35下7-9】)」ことを、具体的に促進するため、 ①『一般化する前に個別具体例で検討することが必要と考えられ、具体の沿岸域におけるモデル的検討(総合海洋政策本部事務局が主導し、関係省庁が連携した新たなモデル的事業)を実施すること』 ②『①の実施のために沿岸域の具体的領域とその総合的管理の主体や、総合的管理の促進のために国が果たすべき役割の明確化(「JACZS要望」の『要望1』『要望3(3)』(資料)参照)が必要であること』に関して記述されたい。</p>	<p>ご指摘の点については、具体的な検討の進め方に関する記述であるため、あえて計画本文に記述する必要はないと考えています。なお、「沿岸域の総合的管理」については、その内容が明確ではなく整理すべき点が多い現状にあると考えており、まずは「総合的」の意味、「管理のあり方」、「管理の内容」等を理解し、検討し、問題点を抽出する等した上で、必要があれば、個別具体例で検討を行うべきと考えています。</p>
364	第2部 9		<p>生活者の視点について 沿岸域では、多くの国民が生活(居住、労働、遊び、移動等)しており、漁業等の産業の場としての利用はもとより、海洋レジャー等の場としても大部分の国民に利用されていることから、『沿岸域の総合的管理は、このような生活者の視点からみても、安心して豊かな暮らしの向上に寄与すること』などに関して記述されたい。</p>	<p>沿岸域が多様な機能を有することについては、第2部9の冒頭に記述しているほか、同(1)オにおいて、「…、海辺へのアクセスの確保等利用者の利便性や生活環境の向上に寄与し、…」と記述しています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
365			<p>海に親しむための子供たちへの体験活動、体験学習の導入 今回の計画原案において、「海洋基本法に基づき、新たな海洋立国を目指す」ことが基本的な考え方として書かれています。</p> <p>この考え方には私も同感ですが、今回の原案では海洋権益の保護や海洋産業の振興等の具体的な対策に関して重点が割かれ、「海洋立国」の土台になる、市民が海に親しみ、理解し、生活の一部になるための施策が不足していると感じます。</p> <p>近年国民各層において、海水浴客の減少や小中学校の臨海学校の廃止などに見られるように海離れ、水離れが急激に進んでいます。</p> <p>この背景には遊びの多様化や少子化等の要因が考えられるが、ほぼ同様な状況下に有る欧米諸国は、マリンスポーツの隆盛に見られるように、海離れ、水離れ現象は出てきていません。</p> <p>この格差は、幼児期、少年期の海に触れる体験の差にあると考えます。</p> <p>ご存知のように、欧米においてはカヌーやヨット等のマリンスポーツが市民に浸透しているため、家族やスポーツクラブの中で幼少時から多くの人が海に親しむ機会を持っています。これが中高年になって海に戻ってくるベースになっているのです。</p> <p>日本において、欧米のような地域のスポーツクラブのような体験機会を作ることは不可能ですが、学校教育の中で海を親しむ機会を作ることは可能です。</p> <p>国内にはカヌーやヨットの体験の場になりうる公共マリーナやヨットハーバー、三セクマリーナ、フィッシャリーナ、B&G財団海洋センター等が約600ヶ所あります。(民間マリーナを含めると1千ヶ所以上) これらと連携し、総合学習の時間や課外活動の中に海に親しむ活動を取り入れることができれば、10年後、20年後には「海洋立国」としてのバックボーンができるものと確信しています。</p> <p>長期的な視野で導入を提案します。</p>	<p>青少年をはじめとする国民の海洋に関する学習の推進の観点から、全国各地において体験を重視した学習の機会の充実を図ることが重要と考えます。このため、地域の実情に応じ、地域の創意工夫のもとで、海に関するスポーツの視点も含め様々な学習の機会が企画され実践されるよう奨励して参ります。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
366			<p>海洋の安全確保、海洋の総合的管理、海洋に関する国際的協調を確実に実施するため、日本の可能な能力を駆使して得られる情報と、定常的に得られる船舶の運行情報、航空路の運行情報、国際的な取り決めに基づく情報、インターネットで得られる公刊の情報、インテリジェンスデータ等を基に目標の相関処理を行い、目標の追尾、処置に関する進言が可能な、海域を南はマラッカ・シンガポール海峡、西はグアム付近までをカバーする警戒監視システムの開発・運用が必須であります。装備組織は、第一義では国土交通省隷下の海上保安庁ならびに副次的には海上自衛隊に装備することが望ましいと考えます。開発は、21年度の概算要求により、なるべく短期間に開発を完了させ、実現した機能から実運用に供する必要があります。なお、システムへの情報の入力また機能の追加、向上は継続的に実施する必要があります。</p> <p>海洋基本計画（原案）で述べられている基本的な方針、海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に構ずる施策を具現化するために、南はマラッカ・シンガポール海峡、西はグアム、ハワイ、日本海、北方四島を含む海域をカバーする広域洋上警戒監視システムの整備が急務であります。システムの核となる技術は弊社が開発したMDASが最適であり、日本の固有の要求内容を盛り込みシステムとして立ち上げ、海上保安庁警備救難部に主システムを、各管区海上保安本部に副システム並びに海上自衛隊自衛艦隊司令部に主システムと同等のシステムを各地方総監部に副システムと同等のシステムを整備運用する必要があります。</p> <p>海洋政策に関わる情報は関連8省庁をはじめ、大学や研究所、地方公共団体、民間企業等様々な場所に分散保有されているのが実情であります。海洋政策を推進する上で体制の一元化が図れましたが、次なる課題は情報の統合と共有と考えます。以下に代表される動的・静的情報を統合できることは勿論のこと、今後新たに構築されるデータベースや情報も容易、且つ柔軟に取り込むことができ、各組織の任務を円滑に遂行できるようユーザー側ニーズに応じた情報利用と表示を可能にする事が必要であります。</p>	<p>ご意見は、広域洋上警戒監視システムの開発・導入に関する具体的な提言と理解しています。ご意見については、第2部5(1)において、「周辺海域の警戒・監視等で得られた情報の共有等による関係機関間の円滑かつ緊密な連携体制の整備等を着実に推進する。」として記述しています。なお、今後、施策を推進する際に具体的な対応策を検討し、適切な措置を講じていくこととしています。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
367			<p>今回の海洋基本計画は、持続可能な我が国の発展を「海洋立国」として目指し、総合的に海洋の「利用・開発」を推進するための具体的な施策と計画が盛り込まれており、極めて有益な計画だと高く評価させていただいております。特に、今後重要なことは、その具現化に向けて、産学官はもとより国民が一体となって実施することにあると考えます。</p> <p>我が国は、「クール・アース50」を掲げ「環境立国」としてエネルギー・環境分野で世界の牽引役を目指しております。また、「海洋立国」を目指す我が国の海洋エネルギー資源は、世界的にも高いポテンシャルを有し、その利用開発技術分野では、国際的にも卓越しており高く評価されております。海洋エネルギーの国際的な動向としては、IEA-OES（国際エネルギー機関海洋エネルギーシステム委員会）で報告されていますように、欧米を中心に国際的に海洋エネルギーの実用化及びその研究開発が、再生可能なエネルギーの推進を目的として大規模に進められています。</p> <p>一方、我が国は、高いポテンシャルと技術力を有しながら、本格的導入計画では欧米に比べて約10年以上遅れているといわれています。我が国においてもその利用・開発が本格的な導入段階に至るまでには、多大の開発費が必要であり、戦略的かつ継続的な官民一体となった取り組みが不可欠と考えます。このためには、関係省庁及び関係機関がそれぞれの経験と知識を活かし、密接な協力のもと、海洋エネルギー資源の本格的な利用推進にいたるまでのロードマップを作成し、その指針をもとに、実現のための必要な人（技術）、物、財源を計画的に投入されることを要望します。その実現によって、エネルギー資源の少ない我が国の国家安全保障及び持続可能な発展に不可欠な海洋エネルギー資源が開発され、「海洋立国」及び「環境立国」の本格的な実現に大きく寄与できるものと期待できます。</p> <p>平成20年度に予定されている「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」において、今回ご提案させていただいたロードマップと必要な施策をご参考にしていただき、本基本計画における海洋エネルギー資源の利用推進に向けた本格的な実働を要望し、海洋再生エネルギーの本格的導入について海洋基本計画の中により積極的な記述をお願い致たく存じます。</p>	<p>海洋エネルギー資源の開発は政府として積極的に取り組むべき重要課題と考えます。ご意見の趣旨は、「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画（仮称）」の策定をはじめ今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
368	総論		<p>総論について 目標1 海洋における全人類の課題への先導的挑戦（P.4）に関して 『海洋、特に深海、深海底等は依然として人類にとってのフロンティアであり、今後も新たな発見が期待できる領域である。』の記載に関し、全く同意見であり、深海領域が海洋の重要な一分野であることが十分に認識されている。この領域での我が国の先端技術として世界を先導する船舶等の代表は、「ちきゅう」と「しんかい6500」である。</p>	<p>（感想、その他）</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
369	第1部 3、第 2部7	9, 28	<p>3 科学的知見の充実 (P. 9)、7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等 (P. 28) に関して (1)「ちきゅう」は最新鋭の科学掘削船として、今後の使い込みと更なる改善により大きな成果を創出することが期待できる。 (2)具体的には「ちきゅう」に関して、現有の「水深2500m」から将来目標である「水深4000m」の実現をもっと加速すべきと考える。世界では既に「水深3600m」のリグが建造中であり、もはや将来目標ではなく「近々の目標」とすべきである。 (3)『国際的にも先導的な立場で海洋調査を推進するためには、最先端の性能を有する船舶、設備等が必要であるが、現有の船舶、設備等の中には老朽化が進んでいること、』の記述があるが、「しんかい6500」は、就役20年の老齢潜水船であり、国際的に先導的な立場で深海底調査を我が国がリードしてゆくために、速やかに更なる技術向上を織り込んだ代替潜水船を建造すべきである。また、次世代長期航行型／大深度無人潜水機の搭載・運用も視野に入れた母船システムを構築する等の統合的な地球観測システムを整備すべきである。 (4)海洋資源開発、海洋調査の実施が謳われているが、世界のトップに君臨していた「しんかい6500」、「かいこう」の建造技術について、この10年は地盤低下が著しい。特殊合金、浮力材などの素材レベルから観測機材等までを以前は国内で調達可能であったものが、輸入品に頼らざるを得ない状況となっている。これらは事業として成立しないために、設備の縮小・人材の転用により製作不可となってしまったものである。これらの国産化については一部国家基幹技術として独立行政法人で進められていることは評価できるが、我が国として守る技術を選別し、守るべき技術については国産化を貫くという姿勢を施策として前面に出してもらいたい。</p>	<p>ご指摘の「ちきゅう」、「次世代深海探査技術」等は第3期科学技術基本計画においても国家機関技術、戦略重点科学技術として位置づけられており、これらの取組について着実に推進し、成果をあげていくことの必要性等について、海洋基本計画において位置づけているところですが、また、現有の船舶、設備等の中には老朽化や燃料費の高騰等により調査活動が制約されている面があるため、計画的な整備が重要です。さらに、個別技術分野における技術水準の戦略的強化についても重要であることから、これらを海洋基本計画に位置づけているところであります。 今後、海洋基本計画に基づき「(4)連携の強化 イ」等の仕組みも活用しつつ、海洋科学技術の推進にあたり計画的に取組んでいくこととしていくことが必要と考えます。</p>
370	第1部 6	14	<p>6 海洋に関する国際的協調 (P. 14) に関して (1)『・・・気候変動に関する政府間パネル (IPCC) への貢献等先導的役割を果たす必要がある。』ことについて、現実に「地球シミュレータ」を用いた気候変動に関する研究活動がIPCCのノーベル賞受賞に貢献している。これは大いなる快挙であり、総理大臣による表彰やNHKドキュメンタリー番組で取り上げる等、もっと国が評価していることを顕在化し、国民へのアピールを図る施策をとって、研究者のモチベーションを盛り上げて頂きたい。また、立ち上げ中の神戸市誘致の理化学研究所の超スーパーコンピュータへの期待も記述願いたい。</p>	<p>ご意見に引用されているように、本計画においても、IPCCへの貢献は重要と認識しています。また、研究者の士気が重要であることは理解していますが、本計画は今後5年間を見通した具体的な政策目標、施策展開の基本的方針、基本的施策について記述しているものであることをご理解願います。</p>
371	第2部 10		<p>結論から述べれば、基本計画という位置づけであることから総論的、抽象的な整理になるとの理解をした上で、特段意見はありません。 しかしながら、「第2部 10 離島の保全」における今後の各種施策については、離島のおかれている現状、当村における交通アクセスの課題のように各離島が抱えている課題を精査の上、国と地方の役割を整理し実施されるようお願いいたします。</p>	<p>ご意見の趣旨については、今後の施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	部・節 (※)	ページ (※)	ご意見	考え方
372			<p>「第1部 海洋に関する施策についての基本的な方針」の「2 海洋の安全の確保」には、「周辺海域における密輸・密入国、工作船等犯罪に関わりうる船舶の侵入や航行の秩序を損なうような行為、海賊行為や海上輸送による大量破壊兵器の拡散、周辺国海軍艦艇の活動の活発化等の我が国の海洋権益及び治安を損なうおそれのある事態の発生が、我が国の安全及び治安上の問題として懸念されている」とありますが、この中で、中国の海洋進出を指すと思われるのは「周辺国海軍艦艇の活動の活発化」だけです。</p> <p>「密輸・密入国、工作船等犯罪」という北朝鮮を主とした問題、「海賊行為や海上輸送による大量破壊兵器の拡散」というマラッカ海峡を主とした問題と並列され、しかも登場するのは最後です。「密輸・密入国、工作船等犯罪」「海賊行為や海上輸送による大量破壊兵器の拡散」に対応するのは当たり前です。しかし、「海洋の安全確保」と謳いながら、どうして安全確保の大前提であるはずの中国の海洋進出についてはこのような扱いなのでしょう。中国の海洋進出は他の問題と並列的に並べられるほど小さな問題と政府は考えているのでしょうか。</p> <p>あるいは、東シナ海の問題は「海洋の安全の確保」にすら位置付けられておらず、「5 海洋の総合的管理」や「6 海洋に関する国際的協調」に書かれています。しかも、「東シナ海等においては排他的経済水域等について我が国と相手国との主張が重複する海域があり、資源開発等について問題が生じてきている。周辺海域における秩序を安定したものとするため、このような問題への対応や問題の根本的解決を図るため、一貫して国際ルールに即した解決を追求していく必要がある」とあるように、「相手国」とぼかした言葉で出てくるだけで、中国とは一言も書かれていません。</p> <p>これでは海洋基本計画を読んでも、国民は今日「海の守り」において最大の問題である「中国の海洋進出」という問題を十分に認識することなどできないと思います。</p> <p>第2部の「1 海洋資源の開発及び利用の推進」の中にある「(2) エネルギー・鉱物資源の開発の推進」の中には、「石油・天然ガス」「メタン・ハイドレート」「海底熱水鉱床及びコバルトリッチクラスト」というふうに、資源について細かくどうするということが書かれていますが、一番心配な「中国の海洋進出」にどう対処するかということについてもせめてこれくらいは明記すべきではないでしょうか。</p> <p>まず安全確保しないと、せっかくわが国が資源を開発したところで、その開発した資源を中国に獲られてしまうということにもなりかねないと思います。それはわが国周辺海域に進出してきた中国の歩みをきちんと時系列的に整理すれば、誰でも容易に分かることです。一國の総合海洋政策本部が、そうした事実を把握していないとは思えませんが、まず中国によってわが国の主権・海洋権益が侵されてきたという正確な事実認識から、海洋基本計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>「中国の海洋進出」が、東シナ海の問題についてのご指摘であれば、第1部6、第2部11のみならず、第1部2第1段落、第2部3(1)、第2部5(1)にも、我が国の海洋権益の確保の観点から記述されています。国名を明記していないことはご指摘の通りですが、我が国の海洋権益を損なうような行為に対応する必要は、国名に関係なくあるのですから、このことが「中国の海洋進出」を軽視していると主張される根拠にはならないと考えます。</p>